

士幌町 マイホーム建設支援事業補助金

士幌町への移住・定住者の増加を図り、安全で安心して住み続けるための補助事業です。士幌町にマイホームを持って10年以上定住される方に、新築住宅の建設・購入で50万円、中古住宅の購入で25万円の基準額その他、条件により加算額を補助いたします。

(事業期間：令和8年3月まで令和12年3月まで) ※事業期間延長しました。

要綱や制度等の詳細は、士幌町のホームページをご確認ください。

補助金の対象となる方

- ☑ 町外在住、または町内在住で初めてマイホームを持つ方 (建替は対象になりません)
- ☑ 50㎡以上の家を建てる方
- ☑ 市町村に納めるべき税や使用料等を家族全員が完納している方
- ☑ 自己資金で家を建てる方 (相続や贈与、移転補償等による取得で対価を伴わない方は対象になりません)
- ☑ 令和3年4月1日以降にマイホームに転居された方 (令和3年度に限りさかのぼって諸手続きをします)

－ ご注意ください －

士幌町マイホーム支援事業補助金は「10年以上継続して補助対象住宅に居住する」ことが交付の条件です。何らかの理由で補助対象住宅に10年以上居住できなかった場合は、10年に満たない期間に応じて、交付した補助金の一部を返還していただきます。(士幌町マイホーム建設支援事業補助金交付要綱 第12条)

補助金額 (2分の1相当は士幌町商工会商品券として交付します)

補助基準額			
新築住宅	50万円	中古住宅	25万円
加算条件		加算額	
子ども加算	申請世帯に18歳以下のお子さんがいる場合 (実績報告時点)		+30万円
		2人目から	+10万円/人
分譲地転入加算 (みのり野)	町が指定する分譲地に町外から転入し 住宅を新築または購入する場合		+50万円

補助金交付までの流れ

変更交付申請 申請の内容に変更があった場合

1. 補助申請	2. 交付決定	住宅完成	3. 実績報告	4. 金額確定	5. 交付
住宅の建工事着手前または売買契約締結前に申請してください。	提出書類を役場で審査した後、決定通知がご自宅に届きます。		住民票の異動と土地・家屋の登記が終わったら、住宅引渡し後30日以内に報告書類を提出してください。	報告書類を役場で確認した後、確定通知がご自宅に届きます。	商品券は手渡しで、残りの補助金は指定口座に振り込まれます。

提出書類

(1) 補助申請 住宅の建設工事着手前または売買契約締結前に申請をしてください。

全員が提出必須の書類	場合により提出が必要となる書類
<ul style="list-style-type: none"> ① 補助金交付申請書 (様式第1号) ② 同意書 (様式第2号) ※納税状況、住民基本台帳登録等の確認のため ③ 定住確約書 (様式第3号) ④ 住宅の位置図、平面図および立面図 ⑤ 世帯員全員の住民票 ※町内にお住まいの方は不要 ⑥ 世帯員全員の市町村税等の未納がないことが確認できる証明書 ※町内に1年以上お住まいの方は不要 	<p>【建設の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認済証または工事届の写し (建築基準法による) <p>【購入の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅購入の見積書

申請の内容に変更があった場合(例：お子さんの誕生など)は①補助金変更申請書(様式第5号)②変更内容がわかる書類を実績報告前に提出してください。

(2) 実績報告 住宅の引渡し後30日以内に提出をしてください。

全員が提出必須の書類	場合により提出が必要となる書類
<ul style="list-style-type: none"> ① 補助金実績報告 (兼補助金交付請求) 書 (様式第7号) ② 登記事項証明書 (土地・家屋) ③ 住宅の外観写真 	<p>【建設の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書の写し ・検査済証の写し <p>【購入の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買契約書の写し

士幌町

〒080-1292 北海道河東郡士幌町字士幌 225 番地

TEL01564-5-5216

E-mail kenchiku@shihoro.jp

士幌町役場 建設課建築住宅係

